



2024年度LORMA ニューヨーク 短期留学 奨学金制度のご案内

(詳細情報は左の QR コードをスキャンして、ウェブサイトからご確認ください。)

望月良子法律事務所 (LORMA) は、創立 10 周年を祝い、ニューヨーク短期留学のための奨学金制度を設立し、昨年につき、短期留学生を以下の要領で募集します。この奨学金制度は、富士市・富士宮地区の高校に通う海外渡航経験のない高校 2 年生を対象とし、ニューヨークに 10 日間滞在のための費用 (パスポート入手費用、往復航空券・宿泊費・食費・交通費) をすべて負担いたします。

❖ 背景： これは、日本の若者が日本に引きこもらずに外の世界に飛び出すチャンスを提供するためのグラスルーツ、草の根活動です。

高校生が米国ニューヨークに短期留学する経験を得ることで、以下の成果を期待します。

1. 人種のるつぼと呼ばれる米国で、その文化に触れ、国際的な感覚を肌で感じる。
2. 学んできた英語が実際に使えるという体験を通じて、英語を学ぶ価値や英語を学ぶ楽しさを肌で感じる。
3. ニューヨークでの生活を通して、今後の人生や進路を考えるきっかけとする。

この奨学金制度を設立した理由は、発起人がこれまで在米日系企業のご支援をする仕事をして得たベネフィットを、日本の若者の短期留学のために使うことで、社会 (特に地元である富士・富士宮地区) に還元することにあります。

かつて私は、英語を話せずとも思い切って渡米しました。そして、仕事をしながら夜間に大学院やニューヨーク法学校で学び、経営修士号と法学博士号を取得し、さらに米国公認会計士およびニューヨーク州弁護士の資格も取得しました。そのような経験や過程をお伝えすることも含めて、若い方々の、何らかのお力になればと思っています。

❖ 対象：富士市・富士宮地区の高校に通学する高校生で、これまで、家族旅行などを含めての海外渡航歴がなく、今年 8 月時点で 2 年生となる生徒 2 名。海外渡航歴のある方は、対象となりません。

❖ 留学期間：2024 年 7 月 27 日 (土) から 8 月 5 日 (月) まで

- 7 月 27 日 (東京発)、7 月 28 日 (NY 着)
- 8 月 5 日 (NY 発)、8 月 5 日 (東京着)

ニューヨークでのスケジュールは、参加者の希望を基に議論しながら最終決定いたしますが、コロンビア大学とニューヨーク大学のキャンパスは必ず訪問します。また、リスク回避を考慮して、自由時間は非常に限られており、また訪問先へのアテンドをいたします。

LORMA ニューヨーク 短期留学 奨学金制度のご案内 (続)

- ❖ 宿泊施設：ホームステイ。場所はマンハッタンから車で1時間半程度の郊外。広い4.5エーカーの敷地にある私邸（5寝室、3浴室、4洗面所あり。プールおよびプライベートビーチあり。）また、マンハッタンのマンションに一泊する可能性もあります。

❖ 応募方法：

第一次選考：【書類選考】

- ① 応募申込書（次頁）、
- ② 富士および富士宮地区に通学する高校2年生であることを確認するための高校からの成績証明書（転送するために開封しても大丈夫です）、および
- ③ 400字詰め原稿用紙2枚に、今回応募した理由、短期滞在で学びたいことや期待すること、ニューヨークで訪問したい場所とその理由を書いてください。

締め切り 2024年5月20日(月) Eメールまたはファックスで送る。

Mail Address: mochizuki.law@gmail.com Fax 212 572 6499

第二次選考：【面接】

第一次選考で選ばれた学生を対象に対面にて面接を行います。面接は5月20日（月）から5月26日（日）の期間中に行われ、面接時間は約1時間程度となります。詳細は、別途お知らせします。

最終決定：

5月31日までにメールで最終決定をご連絡します。選ばれた学生には、パスポートを入手して頂き、写真が貼られているページのコピーをお送り頂きます。

最終決定において、以下について同意して頂くことが要件となります。

- ニューヨークを出発する前に、今回の留学で学んだことを400字詰め原稿用紙2枚以内で書いていただき、これを留学生の声として、訪問先で撮った写真の中から選んだ写真と共に、当サイトおよび新聞記事等に掲載させていただきます。

❖ 注意事項

- 未成年者が対象となるため、保護者からの承諾が必要となります。（選ばれた方には承諾書を送りますので、保護者のサインが必要となります。）
- 未成年者であるため、自由行動は殆どなく、日中限られた時間のみとなります。また、地下鉄に同行無しで乗ることは禁止します。
- 宿泊施設には犬と猫がおりますので、動物アレルギーのある方は滞在できません。
- この奨学金制度では、パスポートの入手費用の支払以外に、金銭のやり取りはなく、必要なチケット等の手配はLORMAが全て行います。
- この奨学金制度で留学した後で海外渡航歴があることが判明した場合は、渡航コストの払い戻しを請求いたします。

以上。

LORMA ニューヨーク 短期留学 奨学金制度 応募申込書

1. 氏名： _____

フリガナ

2. 生年月日： _____

3. 住所： _____

4. 通学する学校名 _____

5. 応募者のコンタクト情報 (Email アドレス、電話番号、など)

6. 保護者名とコンタクト情報 (Email アドレス、電話番号、など)

保護者名

コンタクト情報